

新型コロナウイルスへの対応に関する基本方針(第10信)
～熊本県・熊本市のリスクレベル4引き上げに伴う基本方針～

学校法人九州ルーテル学院
理事長 福田 邦子
(公印省略)

九州ルーテル学院は、8月4日に熊本県・熊本市のリスクレベルが4に引き上げになったことと、8月4日(火)時点での全国及び熊本県内での新型コロナウイルス感染症の発生状況を踏まえ、下記のとおり対応します。

ただし、段階的な措置を取りつつも、これまでどおり学生・生徒・園児・教職員の安全と健康、感染の拡大防止のため、三つの密が重ならないよう安全面を第一に、充実した教育・研究活動等の維持に努めていきたいと思えます。

日本各地の大都市や九州各県、熊本県・熊本市でも引き続き感染拡大が進んでいます。県境をまたぐ移動等はもちろん、日常的な外出の際もこれまで以上に注意を払って過ごしていただくようお願いします。また、感染拡大の危機的状況にあることをご認識いただき、自らと周りの人を守り、ひいては社会を守るための行動をお願いします。

具体的な方針につきましては、以下の事項をご確認ください。

なお、新型コロナウイルスの感染拡大は日々状況が変化しており、対応も日々変更されています。何卒、ご理解、ご協力賜りますよう、お願い申し上げます。

1. 授業について

各部門において、通常授業及び遠隔授業を行っております。

今後、感染拡大の状況によって適宜対応をして参ります。最新の情報につきましては、以下ホームページをご確認ください。

(1)九州ルーテル学院大学 <https://www.klc.ac.jp/>

※8月6日(木)～20日(木)、9月4日(金)～20日(日)は夏休み

(2)ルーテル学院中学・高等学校 <http://www.luther.ed.jp/>

※8月8日(土)～23日(日)は夏休み

(3)認定こども園ルーテル学院幼稚園 <http://luther-yo.jp/>

(4)九州ルーテル学院大学附属黒髪乳児保育園 <https://www.klc.ac.jp/knh/>

2. 教職員の勤務等についての基本方針(変則勤務の教職員含む)

学生・生徒の授業再開に合わせて、教職員の勤務についても通常勤務となっております。夏期休業後の勤務等については、今後の感染拡大の状況を踏まえて改めてご案内致します。再開後も学びの場の安全を確保するために、「三つの密」を徹底的に避ける、「マスクの着用」及び「手洗いなどの手指衛生」、「一定の距離を保つ」など基本的な感染対策を継続する

2020年8月5日

「新しい生活様式」を導入し、感染及びその拡大のリスクを可能な限り低減しつつ、教育活動を継続しなければなりません。

①勤務における基本方針

- (1)出勤前の検温
- (2)人との間隔は出来るだけ2m(最低1m)を空ける
- (3)会話をする際は、できる限り真正面を避ける
- (4)会話をする際は、マスクを着用する
- (5)こまめな手洗いを心がける

②出張・研修・旅行・訪問等

県内外に限らず、不要不急の移動は延期又は中止(自粛)してください。また、日常的な外出の際も、これまで以上に注意を払ってください。

③海外渡航(出張・旅行等)

入国制限措置と入国後の行動制限措置の双方の措置をとっている国・地域があることを踏まえ、**継続して不要不急の渡航は延期又は中止(自粛)**してください。

④学外への施設開放

当面は、受入れを中止とさせていただきます。なお、開放の時期については改めてご案内します。

3. イベント等の実施について

熊本市の警戒レベルが4に引き上げとなりましたので**イベント等の開催については中止(自粛)**してください。また、**学外で実施されているイベント等への参加についても自粛してください。**

4. 学院関係者の皆さまへ

- (1)外部からのお客様方につきましても、**マスク着用の徹底**、手指消毒のご協力をお願いいたします。入構の際は、門衛所にて来訪先、入構許可証の提示等、適切な処置をお取りください。
また、**学院への不急の訪問はできる限りご遠慮いただき、お電話等でご対応くださいますようお願いいたします。**
- (2)校内において、検温へのご協力をお願いする場合がありますのでご了承ください。
- (3)学食・大学売店は、6月8日(月)から再開しています(中高生の利用はまだできません)。当面、座席の間引き、換気等で密な状態をつくらぬよう注意し、感染防止に努めます。※これらの施設は大学の夏休みに合わせ閉鎖する場合がございます。

5. 新型コロナウイルスに関連する教職員休業の措置

6月1日以降も引き続き、新型コロナウイルス感染症に関する対応として、「就業規則」第25条(特別休暇)第2項第4号の「感染症予防法による交通遮断又は隔離」及び第5号の「非常災害を受けたとき」を準用し、下記の場合、特別休暇扱いとします。

- (1)教職員が罹患し、学院が休ませる場合

※感染がわかった場合は速やかに連絡ください。

(2)感染が疑われる教職員を、学院が休ませる場合

※以下の症状がある場合は、熊本県新型コロナウイルス感染症専用相談窓口(以下(3))

または、帰国者・接触者相談センター(以下(4))にご相談ください

- ・息苦しさ(呼吸困難)・強いだるさ(倦怠感)・高熱等の強い症状が一つでもある
- ・重症化しやすい方で、発熱や咳などの比較的軽い風邪症状がある
重症化しやすい方とは、高齢者、糖尿病・心不全・呼吸器疾患(COPD等)等の基礎疾患がある方や透析を受けている方、免疫抑制剤や抗がん剤等を使用している方です。
- ・上記以外の方で、発熱や咳など比較的軽い風邪の症状が続いている(症状が4日以上続く場合は早めにご相談ください。)
- ・妊婦の方については、念のため、重症化しやすい方と同様に、早めに新型コロナ相談センター(帰国者・接触者相談センター)にご相談ください。

(3)熊本県新型コロナウイルス感染症専用相談窓口について(熊本県ホームページより)

(熊本市内にお住まいの方は、熊本市新型コロナ相談センター(帰国者・接触者相談センター)にご相談ください。)

①コールセンター電話番号 ☎096-300-5909(24時間対応)

②FAX 熊本県相談窓口(県健康危機管理課) 受付時間 9時~19時

FAX 096-383-0607 096-383-0608

③業務内容

- ※新型コロナウイルス感染症の疑いを有する方からの相談への対応
- ※新型コロナウイルス感染症に関する情報提供
- ※新型コロナウイルス感染症の疑い患者を診察する医療機関(外来)への受信調整を行う保健所へのつなぎ

(4)熊本市新型コロナ相談センター(帰国者・接触者相談センター)(熊本市ホームページより)

「新型コロナ相談センター(帰国者・接触者相談センター)」では、新型コロナウイルス感染症に伴う健康不安や陽性者との接触の不安に関する相談、新型コロナウイルス感染症の疑い患者を診察する医療機関(帰国者・接触者外来)の受診調整を行います。

(※熊本市外にお住まいの方につきましては熊本県新型コロナウイルス感染症専用相談窓口へご相談ください。)

①専用電話番号 ☎096-364-3222、☎096-372-0705

FAX 096-364-3361(9時~19時)

②受付時間 午前8時半~午後8時(平日)

午前8時半~午後5時半(土曜・日曜・祝日)

※ファックス相談の受付時間に変更はありません。

③対応内容

- ※新型コロナウイルス感染症に伴う健康不安や陽性者との接触の不安に関する相談
- ※新型コロナウイルス感染症の疑い患者を診察する医療機関(帰国者・接触者外来)の受診調整

6. 適切な感染防止対策の基本方針

(1) 発熱者等の学校等への入構防止(教職員、来訪者)

- ① 息苦しさ(呼吸困難)・強いだるさ(倦怠感)・高熱等の強い症状が一つでもある教職員や来校者の入構を制限

(2) 三つの「密」(密閉、密集、密接)の防止

- ① 施設利用の際の入場制限、行列を作らないための工夫や列間の確保(約2m、最低でも1m)
- ② 換気を行う(可能であれば2つの方向の窓を同時に開ける)
- ③ 密集する会議の工夫(対面による会議を避ける、間隔を空ける、電話会議やビデオ会議を利用等)

(3) 飛沫感染、接触感染の防止

- ① 教職員のマスク着用、手指の消毒、咳エチケット、手洗いの施行
- ② 校内・事務所内の定期的な消毒

(4) 移動時における感染の防止

- ① ラッシュ対策(自家用車・自転車・徒歩等による出勤の推進)
- ② 教職員数の出勤や授業の工夫(一部テレワーク等による在宅勤務の実施等)